

## 介護保険制度の改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書

介護・福祉の充実は「安心して老後を送りたい」というすべての国民の願いです。今こそ介護を必要とする人が、いつでも、どこでも、お金の心配なく十分な介護サービスを利用できる介護保障制度を確立することが求められています。

ところが、2006年に見直しされた介護保険制度は入所施設について部屋代を徴収したり、介護度の軽い人から訪問介護や介護用ベッドなどのサービスの利用を制限したりするなど、利用者に生活困難をもたらしています。さらには、重い利用料負担で、介護サービス利用の取り止めや縮減をせざるを得ない事態を生み出しています。

また、ヘルパーやケアマネージャーなどの介護労働者は、仕事に見合った報酬や安全が保障されず、退職者が後を絶ちません。介護を志す人も激減し、福祉・介護サービスを支える労働者の確保が困難になり、介護事業者も事業の継続が困難になってきています。安心できるサービスの質と量を保障することが今ほど求められているときはありません。

よって国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望します。

### 記

- 1 介護報酬を引き上げること。
- 2 介護保険の国庫負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。
- 3 利用者の利用制限を取り止め、必要なサービスを保障すること。
- 4 介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月23日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長	河野洋平
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	麻生太郎
厚生労働大臣	舛添要一